

多久市手話言語の普及及び障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例をここに公布する。

令和 7 年 1 0 月 2 3 日

多久市長 香 月 正 則

多久市条例第 2 4 号

多久市手話言語の普及及び障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例

障害のある人も障害のない人も、地域で安心して暮らしたいという思いは市民の共通の願いである。その実現に向けて、お互いに理解し合うことが必要であり、言語をはじめとしたコミュニケーションの手段は、情報を得て意思疎通を図るうえで大切な役割を担っている。

その中でも、ろう者のコミュニケーション手段である手話は、ろう者が日常生活を営むために欠くことのできない言語であるということについて、市民の理解を深め、普及させていく必要がある。

また、障害のある人が、日常生活において意思疎通を円滑に図るために、障害の特性に応じた多様なコミュニケーション手段を選択して利用することが大切であり、コミュニケーションの手段についての理解を促し利用しやすい環境を整えていく必要がある。

これらを踏まえ、手話が言語であることを普及させるとともに、障害のある人が必要とするコミュニケーション手段の利用を促進することにより、誰もがお互いに人格と個性を尊重し、地域で支え合いながら安心して暮らすことのできる共生社会を実現するため、この条例を制定する。

(目的)

第 1 条 この条例は、手話が言語であることの普及及び障害の特性に応じたコ

コミュニケーション手段の利用の促進に関する基本理念を定め、市の責務並びに市民及び事業者の役割を明らかにするとともに、市が推進する施策の方針を定めることにより、障害の有無に関わらず、すべての市民がお互いに人格と個性を尊重しながら、安心して暮らすことのできる共生社会を実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 障害 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害をいう。
- (2) コミュニケーション手段 手話言語、要約筆記、筆談、点字、音訳、拡大文字、平易な表現、実物や絵図の提示、身振り、情報機器その他の障害のある人が、日常生活及び社会生活において情報の取得及びコミュニケーションを行う際に必要な手段として利用されるものをいう。
- (3) 市民 市内に居住する者及び市内に通勤又は通学する者をいう。
- (4) 事業者 市内において事業又は活動を行う法人その他の団体をいう。
- (5) コミュニケーション支援者 手話通訳者、要約筆記者、点訳者、音訳者その他の障害のある人の意思疎通の支援を行う者をいう。
- (6) 合理的配慮 社会的障壁（障害のある人にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。）の除去を必要とされる場合に行う適切な現状の変更及び調整であって、その実施に伴う負担が過重でないものをいう。

(基本理念)

第3条 手話言語の普及及び障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- (1) 手話言語の普及については、手話が独自の言語であって、ろう者が日常生活又は社会生活を営むために受け継いできた文化的所産であると認識されるべきものであること。
- (2) 障害の特性に応じたコミュニケーション手段を利用できることの重要

性を全ての市民が認識し、その手段を自ら選択し利用できる機会が、全ての障害のある人に可能な限り確保されること。

(市の責務)

第4条 市は、前条に規定する基本理念に基づき、手話言語の普及及び障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する施策を推進するものとする。

(市民の役割)

第5条 市民は、基本理念に対する理解を深め、市が推進する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、基本理念に対する理解を深め、市が推進する施策に協力するよう努めるとともに、障害のある人が障害の特性に応じたコミュニケーション手段を利用できるようにするために、合理的配慮の提供を行うものとする。

(施策の推進方針)

第7条 市は、第4条に規定する責務を果たすため、次の各号に掲げる施策を推進するものとする。

- (1) 手話言語に対する理解の促進及び手話言語の普及に関する施策
- (2) 障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する施策
- (3) コミュニケーション支援者の養成及び確保に関する施策
- (4) 学校教育における手話言語に対する理解の促進に関する施策
- (5) 災害その他の非常時に、障害のある人が必要な情報を取得するための支援に関する施策
- (6) 前5号に掲げるもののほか、市長が必要と認める施策

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。